

## 労災保険関係

### Q 休憩時間中に会社敷地外でけがをした場合でも、労災保険は適用されるのか

社員Aは、昼休み中に食事に出掛けた先の飲食店で階段を踏み外して階下に転落し、全治3週間のけがをしてしまいました。自由利用が許されている休憩時間での会社施設外におけるこうしたけがに対しても、業務災害として労災は適用されるのでしょうか。 (福井県 S社)

### A 休憩時間中に会社施設外で発生した災害については業務遂行性がなく、労災保険は適用されないと考えられる

回答者 飯田曜子 いた ようこ 社会保険労務士(社会保険労務士法人大野事務所)

#### 1. 業務災害の認定基準

業務災害とは、いわゆる業務上の事由による災害であり、業務と災害との間に相当因果関係がある中で生じたものをいいます。例えば、作業している機械器具でけがをしたのであれば業務災害として明白ですが、実際には業務上の事由であるか否かの判断が難しいケースが少なくありません。

そこで、その判断に当たっての基準として、「業務起因性」と「業務遂行性」というものがあります。

#### 2. 業務起因性と業務遂行性

業務起因性とは、その業務に従事していたことで業務に内在している危険が現実化し、災害が発生したと認められることです。換言すれば、その業務に従事していなければ災害は発生していなかったであろうと認められること、つまり、業務とけがとの間に相当因果関係があることだといえます。

業務遂行性とは、労働者が労働関係に基づいて事業主の支配下にあることをいいます。

この業務起因性と業務遂行性の両者の関係については、業務災害として認定されるには業務起因性が認められなければならない、さらにその前提条件として業務遂行性の存在が必要であるとされています。

#### 3. 業務遂行性の類型

以上のことから、業務災害の認定に当たって第一次的には、業務遂行性の存在が焦点となるわけです。この点、事業主の指揮命令に基づいて所定の就業場所で業務に従事している場合には、業務遂行性が認められる典型例といえます。これを 事業主の支配・管理下 にあって、業務に従事している場合とします。

一方、 のような場合でなくても、 事業主の支配下にあるが、管理下から離れて業務に従事している場合、あるいは、 事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合のように、事業主の支配下あるいは管理下にあることで業務遂行性が認められることもあります。

は、出張等事業場外での勤務により事業主の管理下から外れているケースです。管理下を離れているものの、事業主の指揮命令に基づいて業務を遂行している以上は実質的に事業主の支配下にあるといえることから、業務とはまったく関係のない私的な行為を除き、労災保険での保護の対象とするものです。

は、業務に従事していない場合ですので、事業主の支配・管理下にあると認められる特別な事情があるときに限って、例外的に保護の対象とするものです。

【図表】業務遂行性と業務起因性の関係性

業務遂行性：事業主の支配・管理下において、業務に従事している場合			
支配下（事業主の指揮命令下）	管理下（事業場施設内）		業務中（業務従事）
（具体例）所定労働時間内や残業時間内に事業場施設内において業務に従事している場合 業務以外の行為であっても業務を行う上で必要な行為（準備、後片付け等）や用便、飲水等の生理的行為を含む。			
業務起因性の判断ポイント			
業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生したものは、特段の事情がない限り、業務起因性が認められる。 業務起因性が認められない特段の事情とは、次のような場合をいう。 労働者が就業中に私用(私的行為)を行い、または業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それが原因となって災害を被った場合 労働者が故意に災害を発生させた場合 労働者が個人的な恨みなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合 地震、台風など天災地変によって被災した場合（ただし、事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときは、業務起因性が認められる場合がある）			
業務遂行性：事業主の支配下にあるが、管理下から離れて業務に従事している場合			
支配下（事業主の指揮命令下）	管理下（事業場施設内）	×	業務中（業務従事）
（具体例）出張や社用での外出などにより事業場施設外で業務に従事している場合			
業務起因性の判断ポイント			
積極的な私的行為をするなど特段の事情がない限り、一般的には業務起因性が認められる。			
業務遂行性：事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合			
支配下（事業主の指揮命令下）	管理下（事業場施設内）		業務中（業務従事）
（具体例）昼休みや就業時間前後に事業場施設内において業務に従事していない場合			
業務起因性の判断ポイント			
事業場の施設・設備や管理状況などが原因で発生した災害に限り業務起因性が認められる。したがって、私的な行為によって発生したものについては、業務起因性は認められない。			

#### 4. 休憩時間中の労災適用

今回のご質問にある災害は休憩時間中に発生したということですが、飲食店へ食事に出掛けていた間は業務に従事していなかったといえますので、前述の枠組みに当てはまるかどうかを検討することになります。

この点、業務遂行性の判断要素である「事業主の支配・管理下」については、支配下および管理下ともに認められなければならない、事業場施設内にいたかどうかが判断の分かれ目となります。また、休憩時間中に労働者が行う一つひとつの行動は私的な行為といえますので、たとえ業務遂行性があると判断される場合でも、業務起因性が認められるためには、事業場施設（またはその管理）の状況（欠陥等）に起因することが証明されなければなりません。

#### 5. ご質問への回答

ご質問にある災害は、事業主の指揮命令が及んでいる業務時間中ではなく、さらに会社施設外で発生したことからすれば、「事業主の支配・管理下」にあったとはいえ、業務遂行性がないこととなります。また、業務起因性については業務遂行性の存在を前提に判断しますので、業務遂行性がない限り業務起因性も認められる余地はありません。

したがって、本件は業務災害には当たらず、労災の適用はないものと考えられます。

なお、業務遂行性の各類型に解説を付したものを【図表】としてまとめているので、ご参照ください。